

植害試験(植物に対する害に関する栽培試験)

東レテクノでは、植害試験を行っています。

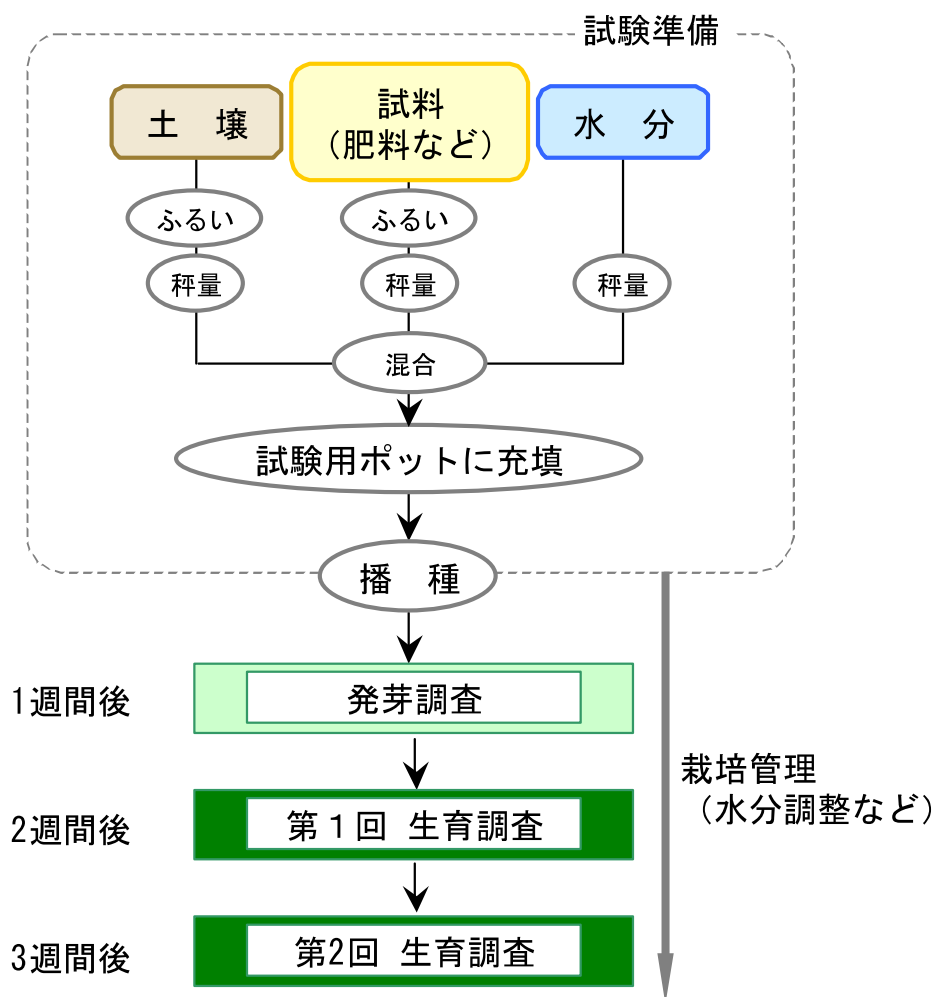
植害試験の必要性

植害試験とは、肥料や土壌等に含まれる重金属等の有害性を、植物の生育状況を観察することにより総合的に判断するものである。含有成分が不明な土壌や、新たに生成された堆肥等の安全性を、また、堆肥の腐熟度合いを確認できる、有用な試験方法である。

さらに、肥料取締法（昭和25年5月、法律第127号）により、肥料を公に販売、配布する場合に、普通肥料は国への登録が、特殊肥料については、都道府県への届出が必要とされている。その中で、普通肥料の場合は、水質浄化副産物の一つである汚泥を含む肥料や複合肥料については、肥料の品質確保のために、この植害試験が義務づけられている。また、特殊肥料の場合でも、都道府県によっては、義務づけや要望項目となっている。

植害試験方法

試験概略



植害試験(植物に対する害に関する栽培試験)

試験概略

方 法：「植物に対する害に関する栽培試験の方法（59農蚕第1943号通達）」
に準じる

供試肥料：肥料取締法の規定に基づき登録する場合は、見本堆肥と同等品

対照肥料：供試肥料と原料、生産工程、保証成分量等が類似するもの

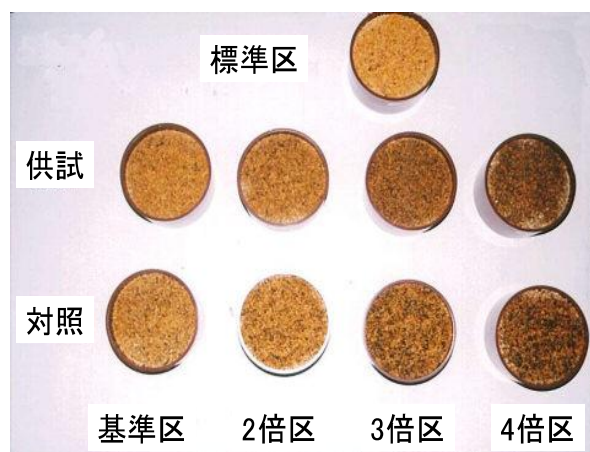
供試土壌：洪積土、沖積土

供試作物：こまつな

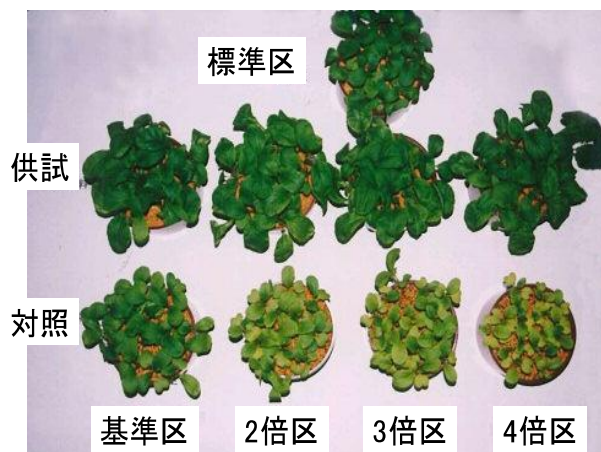
ケース：標準区、2倍区、3倍区……

試験区は、肥料等を施用しない標準区、試験対象の肥料等を施用した供試区、比較対照となる肥料（堆肥）を施用した対照区を設け、さらに、供試区及び対照区については、施用量の異なる数ケース（標準区、2倍区……）を設け、栽培試験を行う。

植害試験例（堆肥）



播種直後（0日目）



第2回 生育調査（21日目）

植害試験の対象となる試料

肥料、土壌等